

「マザーズルーム」の整備

パイロット事業として、石川県立金沢錦丘中学校に、育児休業から復帰した母乳育児中の女性等が、安心して搾乳や体のケアなどを行うことができるスペースとして「マザーズルーム」を整備しました。

実際に利用した職員からは、「安心して体を休めることができた」など好評を得ております。

「マザーズルーム」の内見を希望される所属は、学校までお問い合わせください。

- 問い合わせ先：石川県立金沢錦丘中学校
- 電話番号：076-241-8341



マザーズルームの様子

交通事故等(第三者加害行為)にあったときは、共済組合に連絡を!

交通事故など、第三者の行為によってケガをしたり病気になった場合、その治療に要する費用の負担は加害者の責任です。

したがって、組合員証等を使用する必要はありませんが、加害者にただちに治療費を負担させることが困難な場合には、組合員証等を使用することもできます。その際には、速やかに共済組合に連絡してください。(後日、加害者に損害賠償請求することになります。)

交通事故にあった時の留意事項

- ① 警察に連絡する (どんなに小さな事故でも警察へ連絡する。)
- ② 加害者の確認をする (加害者の運転免許証、車検証等で相手を確認する。)
- ③ 医師の診断を受ける (軽いケガでも、必ず加害者と一緒に医師の診断を受ける。)
- ④ 共済組合に連絡する (組合員証等を使用する場合は、事前に共済組合へ連絡する。)



公立学校共済組合石川支部 短期給付担当 電話：076-225-1848

⑤ 安易な示談はしない

組合員証等を使用して療養を受けた場合、治療費の請求権を放棄する内容の示談をすると、加害者に対して損害賠償請求ができなくなるため、共済組合の給付を返還していただくことになります。

※勤務中や通勤途中での事故は、一般的に公務災害・通勤災害となるため、組合員証等は使用せず、地方公務員災害補償基金石川県支部(教育委員会担当)へ連絡してください。

電話：076-225-1845

〈お願い〉

公務災害や労働災害、第三者によるものである可能性がある場合、又は長期間にわたる施術を受けている場合は、組合員や被扶養者に対して負傷原因調査を行うことがあります。

調査内容と接骨院から提出された内容に齟齬があり、接骨院等からの誤請求が疑われる場合は関係機関へ調査を依頼するとともに、組合員及び被扶養者へ調査の協力を求める場合があります。